

災害対応編

1 地震災害時の活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた的確な活動が求められます。

以下は、地震災害時における初動対応の時期に期待される活動を表したものです。自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められます（災害時の活動においては、自身及び家族の安全確保を前提として行われるものとする）。

平常時	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
		○ 自主防災組織（自治会）連絡網の整備 ○ 地区防災計画の策定 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資器材等の整備（P61 参照） ○ 災害危険箇所、要配慮者の把握等 ○ 感染症対策を踏まえた避難の考え方の周知・広報
発生直後	～災害発生直後～	○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
数時間後	地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となります。 ～ 災害発生から数日間 ～	○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 避難行動要支援者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となります。 また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもあります。 （地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。）	○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 要配慮者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握 ○ 感染症予防対策

※ 各班の活動内容は P4 参照

2 風水害時の活動

地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じた的確な活動が求められますが、突然襲ってくる地震とは異なり、風水害は災害が発生までにある程度の時間があります。その時間を活用し、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能です。

	災害時の状況	自主防災組織に期待される活動・役割
平常時		○ 自主防災組織（自治会）連絡網の整備 ○ 浸水想定区域・土砂災害警戒区域・土災害特別警戒区域等の危険箇所（避難情報の発令対象区域）の把握及び周知 ※ 上田市災害ハザードマップ（令和5年3月発行）参照 ○ 地区防災計画の策定・地区防災マップの作成 ○ 防災訓練の実施 ○ 防災知識の普及 ○ 資器材等の整備（P61 参照） ○ 災害危険箇所の点検、要配慮者の把握等 ○ 感染症対策を踏まえた避難の考え方の周知、広報
災害発生前	ラジオ・テレビなどの気象情報に注意し、避難情報に備えて行動する。 また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。	○ 早期の情報伝達・事前行動が必要 ○ 土砂災害の前兆現象などに注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する。 ○ 住民への避難の呼びかけ ○ 土のう積み等、被害を抑える行動 ○ 避難行動要支援者の避難支援
災害発生直後	早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期です。 また状況に応じて、水防活動、救出・救護を実施します。	○ 被害を抑えるための行動と避難所運営 ○ 自身と家族の安全確保 ○ 水防活動 ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 避難所運営 ○ 感染症予防対策

※ 各班の活動内容は P4 参照

3 避難情報発令時の活動

市では、自治会長をはじめ、自治会三役の皆さんに登録いただいている市メール配信サービスを活用し、避難情報の発令（事前告知）をはじめ、第一次避難場所の開設要請などを行います。

※市からの情報に限らず、状況に応じて臨機応変の活動に努めてください。

自主防災組織に期待される活動・役割

発令前

- 1 自主防災組織（自治会）役員や民生委員等へ伝達し、人員を招集します。
- 2 自主防災組織の各班を編成します。
※ P4 自主防災組織の編成と活動内容参照
- 3 消防団と連携体制の確認をします。
※ 避難誘導、水防活動、救助活動等について事前協議をしておくことが大切です。
- 4 第一次避難場所（自治会館等）の開設準備
※ 第一次避難場所が災害危険区域内に位置している場合は、市が開設する指定緊急避難場所へ避難誘導する。
※ 避難者受入に必要な物品を準備する（情報収集用機材、避難者名簿、感染症対策用品、毛布、発電機等）。
- 5 避難行動要支援者の避難準備
※ 社会福祉協議会等と協力し住民支え合いマップを事前に作成しておく。
※ 支え合いマップに災害危険区域を記載することで、要配慮者のうち、誰を避難させなければならないのか判断が容易に出来ます。
- 6 避難指示等が発令される区域の確認
※ ハザードマップを活用して浸水想定区域・土砂災害（特別）警戒区域を事前に把握しておく。
※ 地区防災マップの活用等により、予め対象世帯へ周知することで、スムーズに避難が行えます。

発令直後
解除まで

- 1 避難情報の発令対象区域内の避難行動要支援者の避難を開始します。
- 2 避難情報の発令対象区域内の世帯へ消防団等と連携した直接的な声かけを実施します。
- 3 第一次避難場所を開設し、避難者の受入れを行います。
 - ・避難者名簿を作成します。避難者受入時の感染症対策を行う（受付時の健康状態の確認、手指消毒、避難者同士の距離の確保等）。
 - ・毛布等の配布。
- 4 市（災害対策本部）への開設状況を報告してください（メール配信サービス等による）。
- 5 避難者の受入れ準備が完了したら、避難者の受入を開始し、避難者名簿に記入します。市へ避難状況を定期的に報告してください（メール配信サービス等による）。
- 6 炊出し等の給食・給水活動を実施します。
※ 自主防災組織原材料購入補助金により、炊出しのために必要な原材料の購入に要する経費に対し、2分の1以内、5万円を限度とし補助します。

※ 上田市避難情報の判断・伝達基準は P74 参照

4 災害対応チェックシート（該当項目を✓して確認してください。）

① 避難情報の発令前又は災害発生の恐れがある			
☐ 市から避難情報が発令される対象の自治会へ、メール等により連絡がきた。または、災害発生の恐れがある。 ※市からの情報に限らず、状況に応じた臨機応変の対応、情報収集に努めてください。	情報収集手段	☐ 市メール	☐ 自主防災組織（自治会）役員へ伝達
		☐ 市防災ポータルサイト	☐ 民生委員等へ伝達
		☐ インターネット （気象庁・Yahoo等）	☐ 自主防災組織の各班の編成 ☐ 本部の立ち上げ等
		☐ テレビ・ラジオ等	☐ 消防団と連携体制の確認
			☐ 避難誘導、水防活動、救助活動等
☐		☐ 第一次避難場所の開設準備 ☐ 自治会館等	☐ 避難行動要支援者の避難準備 ☐ 住民支え合いマップ
☐	避難指示等が発令される区域の確認		☐ 上田市災害ハザードマップ
☐	洪水に関する避難情報等（想定浸水深が50cm以上の区域）		
☐	土砂災害に関する避難情報等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）		
☐	地震等その他（状況により発令）		
② 避難情報の発令又は災害発生			
※避難情報が発令されていなくても状況により自主避難をしてください			
☐	避難情報の発令対象区域への周知	☐	避難行動要支援者の避難 ☐ 消防団と連携した直接的な声かけ
☐	第一次避難場所開設及び運営	☐	避難者名簿の作成（P66参照） ☐ 毛布・テレビ・ラジオ等の準備 ☐ 市への開設報告（メール又は電話） ☐ 住民の避難誘導 ☐ 感染症対策の実施
☐	被害の発生	☐	安否確認・被害状況調査 ☐ 被害状況を市へ報告 ☐ 消防団と連携した水防活動、救助活動、負傷者の手当・搬送等
☐	けが人や救助者がいる	☐	119番（消防）へ通報する
☐	指定緊急避難場所（指定避難所）の開設（市が開設）	☐	避難場所への避難誘導 ☐ 避難所運営委員会の設置
③ 市が現地対策本部を設置（災害規模・状況に応じて）			
☐	自主防災組織は、現地対策本部と連携して対応に当たる		
☐	数時間～数日	☐	避難所運営 ☐ 物資配分・物資需要の把握 ☐ 炊出し等の給食・給水活動 ☐ 要配慮者への配慮 ☐ ボランティア活動のニーズの把握 ☐ 感染症対策の実施 ☐ 地域内の被害状況調査
④ 市による被害状況の調査や災害復旧工事の実施など			